

洛西地域における京阪京都交通バスへの福祉乗車証の適用について

1 経過について

福祉乗車証制度は、交付対象者が、市バス、地下鉄を自己負担なく乗車できる制度であるが、制度創設後に地下鉄の延伸に伴って市バスが撤退した地域等においては、撤退によって市民の利便性が低下しないよう、同地域を運行する民間バスも利用可能としている。

今回、洛西“SAIKO”プロジェクトの実行策の一つである「交通のバージョンアップ」に向けた取組として、市バスと京阪京都交通の運賃制度のシームレス化により地域にお住まいの方等の御利用機会を増やすこととあわせて、市バスの御利用者の利用状況に応じた運行回数の大きな見直しを行うことから、福祉乗車証利用者の利便性を考慮し、京阪京都交通バスにも乗車できるようにするもの。

2 適用開始日

令和6年6月1日

3 福祉乗車証を民間バスに適用する際の負担金について

福祉乗車証により無料で民間バスをご利用いただくため、本市とバス会社で協定を締結し、身体障害者手帳等の割引制度適用後の運賃相当額を負担金として本市からバス会社へ支払っている。